




整理番号	1-7-07-01
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	NPO 法人 鎮守の森を育てる会 年会費		
年月日	令和2年 5月 9日~令和 年 月 日	金額	2,000円

会の趣旨・目的	里山づくりや農業を通してまちづくりの活性化や環境教育に取り組む
会の活動内容等	環境の保全、社会教育の推進、まちづくりの推進、子どもの健全育成等を図るための活動
政務活動・県政との関連性	森林の保全や環境教育活動の県のモデル的な市民活動団体。県が関わり年2回開催される「森づくり県民大作戦」の協力団体。森林保全活動を推進する実践団体として、県の資料に掲載。
<<領収書貼付枠>> 対象期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	
※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (<u>事業計画書</u>)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わる	2,000円	/	2,000円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-7-7-1

領 収 書

鈴木 澄美 様

¥2,000※

但し、会費として正に領収しました。

令和2年5月9日

NPO法人鎮守の森を育てる会

理事長 齋藤 忠治



会員会費細則

第1条 この法人の会費は、次に掲げる額とする。

1. 正会員

(1) 個人会費

①一般 2,000 円/年

②家族会員 2,500 円/年

③高校生以下個人会員 1,000 円/年

(2) 法人、団体会員一口 10,000 円/年

2. 賛助会員

(1) 個人会員一口 3,000 円/年

(2) 法人会員一口 5,000 円/年

附則

1. この細則は、令和元年6月1日から施行する。

《参考》定款抜粋

前略

第三章 会員

(種別)

第6条

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人及び団体

中略

(会費)

第8条

正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

中略

第十章 雑則

第55条

この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

(1) 個人会費 ①一般 2,000 円/年 ②家族会員 2,500 円/年 ③高校生以下個人会員 1,000 円/年

(2) 法人、団体会員一口 10,000 円/年

賛助会員

(1) 賛助会員一口 5,000 円/年

後略

3 時系列

月日	事業	人数	内 容
4月8日	環境教育	2	春の森づくり県民大作戦参加者募集のため学校他巡回
4月13日	里山整備	14	第1回里山整備作業
4月13日	環境教育	14	小さな親切運動連携事業(竹林整備)
4月23日	管理関係	6	会計監査
5月8日	管理関係	13	第1回理事評議員合同会議(春の森づくり県民大作戦準備)
5月11日	里山整備	17	第2回里山整備作業
5月11日	環境教育	39	春の森づくり県民大作戦
5月22日	管理関係	14	第2回理事評議員合同会議(総会準備)
5月28日	管理関係	39	令和元年度通常総会
6月5日	管理関係	2	富士市報告・申請
6月5日	管理関係	2	沼津法務局資産総額・役員変更登記
6月8日	里山整備	12	第3回里山整備作業(檜伐採、他)
6月13日	調査・研究	1	NPO協議会
7月6日	里山整備	9	第4回里山整備
9月14日	里山整備	10	第5回里山整備作業(檜伐採、他)
9月30日	財務関係	3	賛助会員への情報提供
10月1日	管理関係	15	第3回理事評議員合同会議(秋の森づくり県民大作戦)
10月12日	里山整備	—	第6回里山整備(台風中止)
11月1日	管理関係	15	第4回理事評議員合同会議(秋の森づくり県民大作戦)
11月10日	里山整備	15	第7回里山整備
11月10日	環境教育	25	秋の森づくり大作戦
11月18日	財務関係	3	賛助会員への情報提供
11月26日	財務関係	5	財務部会
12月上旬	財務関係	6	賛助会員加入推進
12月10日	情報・広報	6	第2回広報部会
12月14日	里山整備	11	第8回里山整備作業(檜伐採、他)
2月4日	情報・広報	5	広報誌(第32号)発行
2月6日	管理関係	13	第5回理事評議員合同会議
2月7日	財務関係	3	賛助会員への情報提供
2月8日	里山整備	13	第9回里山整備(檜伐採、他)
2月29日	里山整備	11	臨時里山整備(檜伐採、他)
3月14日	里山整備	—	第10回里山整備(雨天中止)
3月24日	管理関係	13	第6回理事評議員合同会議(春の森づくり大作戦、小さな親切運動)
不定期(44日)	里山整備	112	皇帝ダリア・シイタケ管理、草刈他
不定期(12日)	情報・広報	20	活動記録の保存
不定期(40日)	女性部	200	花壇管理・土づくり
合 計	127日	688	

第3号議案 令和2年度事業計画について

特定非営利活動法人 鎮守の森を育てる会

令和2年度 事業計画書

1 事業の方針

- ・第1期地区～第4期地区の施設・樹木の保全管理
- ・東屋の移設、吊橋補修
- ・第2駐車場周辺の花壇管理
- ・農地・果樹園の管理
- ・植生調査と今後の植生計画の作成
- ・新会員募集と財政の安定化

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	実施日	実施場所	予定人員	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
里山整備事業	・第1回作業	4月11日	明見神社周辺 里山	15名	富士川・松野地区17,000名	320
	・第2回作業	5月9日		15名		
	・第3回作業	6月13日		15名		
	・第4回作業	7月4日		15名		
	・第5回作業	9月12日		15名		
	・第6回作業	10月10日		15名		
	・第7回作業	11月14日		15名		
	・第8回作業	12月12日		15名		
	・第9回作業	2月13日		15名		
	・第10回作業	3月13日		15名		
	・不定期作業	通年(30日)		60名		
環境教育啓発事業	・春の森づくり参加者募集巡回	中止	小学校・幼稚園他			
	・小さな親切運動連携事業	延期未定	富士市室野	17名	富士川・松野地区17,000名	50
	・春の森づくり県民大作戦	5月9日	明見神社周辺 里山	20名		
	・秋の森づくり県民大作戦	11月14日	明見神社周辺 里山	50名		
	・里山リーダー研修・技術研修		県内	5名		
・植生調査・植生計画	通年	明見神社周辺 里山	20名			

1-9-7-1

情報提供及び 広報誌発行事業	・広報誌の発行(33・34号)	2回	富士市内	6名	正会員・賛助会員・自治会・神社委員会等 160名	90
	・編集会議 ・活動記録の保存	2回 通年	吉津公民館	6名 20名		
調査・研究・関係団体との交流事業	・NPO協議会	6月	富士市内	1名		10
財務関係事業	・正会員募集 ・賛助会員募集 ・賛助会員への情報提供	通年 11・12月 3回	富士市内	10名 6名 6名	50名 55社 55社	90
女性部事業	・花壇の管理 ・花づくり研修会 ・不定期作業	定期(10日) 通年(120日)	駐車場 県内	30名 10名 240名	富士川・松野地区17,000名	30
事業費 合計						590

1-9-7-1

整理番号	1-7-07-02
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和2年7月14日	金額	1,980円

目的	調査データの正しい読み方、理解の仕方の参考とする。
用途	書籍名：「FACT FULNESS」
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を進める上で、多くの統計データや学術的に調査したデータなどを引用することがある。しかし、その量は膨大で多岐にわたり、データの捉え方で間違った認識をすることも少なくなり、その参考としたい。

《領収書貼付枠》



蔦屋書店 静岡本店
TEL 054-274-2666

☆☆☆営業時間のご案内☆☆☆
開店 あさ8:00
閉店 よる21:00
皆様のご来店お待ちしております
レジNo.0011
伝票No.0011865300
2020年07月14日(火) 14時14分

取引レシート
営業日 2020年07月14日(火)

書 F ^ C T F U L N E S S
978482289607 1 1,980

小計 1 1,980
注) \$ は軽減税率 (8%) 適用商品

合計 1,980
※内訳(10%)
(消費税) 1,800
※内訳(8%)
(消費税) 180
◆ PayPay 1,980
扱者

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務調査	1,980円	1/1	1,980円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-7-07-03					
決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	森林林業活性化促進議連 藤枝市内視察		
年月日	令和2年7月30日～	年月日	金額 1,560円

目的	県の「森づくり県民税」を活用し、藤枝市内で取り組んでいる林業振興の現場視察
使途	新東名高速道路通行代
政務活動・ 県政との 関連性	県の林業振興を支える「森づくり県民税」は、来年度以降見直しがかかる予定で、これまでの実績を調査し議会での審議の情報収集を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

料金は、一旦停車してください。

車種 普通

通行料金 ¥1,560-
(別紙)

入口料金所 - 新富士 ETC 有効期限20年10月
会員番号 (支払 - 1回払い)

料金は、消費税率10%対象です。
中日本高速道路株式会社
愛知県名古屋市中区錦2-18-19
取扱番号202-00240727-00




料金所 藤枝岡部
お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用にならないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

20年 7月30日 8時07分

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全てが政務活動費	1,560円	100%	1,560円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-7-07-04
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	TMO 吉原 年会費		
年月日	令和2年 8月 1日～	年 月 日	金額 3,000円

会の趣旨・目的	富士 TMO 構想の事業計画に基づき、中心市街地の活性化を目指し、良質な街づくりに寄与することを目的とする。
会の活動内容等	商店街にある個店の魅力発信や、商店街活動への積極的な協力により、地域活性化に向けた様々な事業実施や協力体制をとっている。
政務活動・県政との関連性	中心市街地の活性化は喫緊の課題でもある。県では個店の魅力発信事業や空き店舗対策などで支援を行っており、その効果や課題を現場から情報収集することが重要である。

《領収書貼付枠》

対象期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (事業計画書)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わる	3,000円	100%	3,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-7-7-4

領収証

令和2年 8月 日

鈴木すみれ様

金 3,000 円也

令和2年度タウンマネジメント吉原年会費として
上記金額を領収しました。

令和2年

富士市瓜島町82番
タウンマネジメント
会長 藤田

吉原
令和2年

【第4号議案】

令和2年度 タウンマネージメント吉原事業計画書

(自 令和2年4月1日 ～ 至 令和3年3月31日)

タウンマネージメント吉原では、これまで同様、吉原商店街振興組合と連携を図り、吉原地区のまちおこしイベントを実施していく。加えて、富士つけナポリタン大志館をはじめとした地域のまちおこし活動に関係する各団体とも協力し、吉原地区の魅力や楽しみ方を積極的に発信するとともに特色ある事業を進めていく。

継続事業として、本宿講座、本宿寄席、バスツアーなど、会員及び市民など多くの方に喜ばれる企画を実施し、まちの活性化に寄与していく。こうした事業については吉原小宿を起点として情報発信及び展開していく。

また、吉原は個店としてマスコミに取り上げられる機会も年々増加しているので、マスコミ及び取材対応等、これらの情報提供など支援協力を進めていく。

1 運営に関する事業

- ① 通常総会 年1回
- ② 臨時総会 必要に応じて開催
- ③ 理事会 月1回開催
- ④ その他会議 必要に応じて開催

2 「吉原本宿」事業

- ① 吉原本宿寄席、寄席ツアーの実施
- ② ゆるり講座の開催

3 吉原宿一店逸品の販売

- ① 吉原宿宿場まつりへの協力
- ② 吉原まるごとマルシェへの協力
- ③ 吉原商店街「一の市」への出店
- ④ 逸品の販売、各種イベントへの積極的参加

4 調査研究支援事業等

- ① リノベーション事業への協力
- ② まちなかラボ事業への協力
- ③ あなたも商店主事業への協力
- ④ まちなかにぎわい創出事業への協力

5 その他、目的を達成するために必要な事業

タウンマネージメント吉原 令和2年度事業スケジュール(案)

月	時期	事業
令和2年 4月	7日(火)	4月度理事会
5月	12日(火)	5月度理事会 令和2年度総会(※)
6月	2日(火) 28日(日)	6月度理事会 第36回吉原本宿寄席 浅草バスツアー(※)
7月	7日(火)	7月度理事会
8月	4日(火)	8月度理事会
9月	1日(火) 20日(日) 下旬	9月度理事会 第37回吉原本宿寄席 富士のまち得ゼミナール
10月	6日(火) 11日(日)	10月度理事会 吉原宿宿場まつり
11月	7日(土)～ 8日(日) 10日(火)	商工フェア 11月度理事会
12月	1日(火) 中旬	12月度理事会 干支爪作り
令和3年 1月	12日(火) 下旬	1月度理事会 第38回吉原本宿寄席
2月	2日(火) 14日(日)	2月度理事会 吉原まるごとマルシェ 身近な紙で作るお雛様 作品展(～3月中旬迄)
3月	2日(火)	3月度理事会

○ ゆるり吉原本宿は随時開催

○ (※) については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて判断する

富士TMO タウンマネージメント吉原 会則

(目的)

第1条 富士TMO タウンマネージメント吉原は、富士TMO 構想の事業計画に基づき、中心市街地の活性化を目指し、良質な街づくりに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、富士TMO タウンマネージメント吉原(以下 タウンマネージメント吉原)と称する。

(事務所)

第3条 タウンマネージメント吉原の事務所を富士商工会議所に置く。

(事業)

第4条 タウンマネージメント吉原は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地区全体が一体となった街づくりビジョンの構築及び実施に関すること。
- (2) テーマ別プロジェクト事業に関すること。
- (3) 関係機関との連携・協働による取り組みに関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業に関すること。

(タウンマネージメント吉原の構成)

第5条 タウンマネージメント吉原は、会員により構成する。

- (1) 会員は、タウンマネージメント吉原の趣旨に賛同する者とする。

(加入)

第6条 タウンマネージメント吉原の会員となることを希望するものは、所定の加入手続きにより、加入の申込をしなければならない。

(会費)

第7条 タウンマネージメント吉原の年会費の額は、3,000円とし会員から徴収する。

(退会)

第8条 会員は、あらかじめタウンマネージメント吉原に退会する旨を通知し、事業年度の終わりにおいて退会することができる。但し、前項の通知は、事業年度の末日30日前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

(役員)

第9条 タウンマネージメント吉原に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計理事 1名
- (5) 監事 2名

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐しあらかじめ会長の定める順位により、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。
- 4 会計理事は、タウンマネージメント吉原の通帳を管理し会計処理をする。
- 5 監事は、事業活動全般にわたる会計処理を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 任期の満了または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(選任)

第12条 会長は総会において選任し、副会長及び理事、監事は会長が指名し総会で承認する。

(総会)

第13条 総会は会員による通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

(総会の議長)

第14条 通常総会及び臨時総会の議長は、会長をもってあてる。

(総会の議事)

- 第15条 通常総会及び臨時総会は、会員数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き決議することができない。
- 2 通常総会及び臨時総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、当該会員が記名押印した書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

(役員会)

第16条 タウンマネージメント吉原に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、理事をもって組織する。
- 3 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(役員会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、役員会の決議を経なければならない。

- 2 総会に提出すべき事項。
- 3 会員の入会の諾否及び除名。
- 4 プロジェクトチームに関する事項。
- 5 タウンマネージメント吉原の運営、企画、その他緊急重要事項。

(プロジェクトチーム)

第18条 タウンマネージメント吉原の目的達成にプロジェクトチームを置くことができる。

(経費の賦課)

第19条 タウンマネージメント吉原は、その行う事業の費用にあてる為、会員に経費を賦課することができる。

(事業年度)

第20条 タウンマネージメント吉原の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第21条 会則を変更する場合は、総会決議による。また、この会則に定めない事項は役員会に諮って決定する。

付則

本会則は、平成18年5月29日から適用する。

本会則は、平成20年4月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

整理番号	1-7-07-05
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富士市日中友好協会 年会費		
年月日	令和2年 7月31日～	年 月 日	金額 5,203円

会の趣旨・目的	中国嘉興市と富士市民の友好を促進する
会の活動内容等	富士市は中国浙江省嘉興市と友好提携を結んでおり、定期的な相互訪問や、国際交流フェア、富士市在住中国人との定期的な交流会を開催し、友好を深める。
政務活動・県政との関連性	静岡県は中国浙江省との友好提携を結んでおり、また、基礎自治体同士の交流も盛んであることから、市民レベルの相互理解を深めるための実情を調査。

《領収書貼付枠》

対象期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

会費 5,000円 振込手数料 203円

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	008104	加入者名	富士市日中友好協会	金額	5000	依頼人	鈴木澄美様	日附印	02-07-31 今泉郵便局	備考	(23266) N94110014
				千	百	十	円				

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所訂正印を押してください。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (規約)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わる	5,203円	100%	5,203円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

富士市日中友好協会 規約

(名称)

第1条 この会は富士市日中友好協会といい、静岡県日中友好協会に属し、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、思想、信念、政党政派の違いを超えて、各会各層の日中友好を願う人々が、「日中共同声明」「日中平和友好条約」を基盤とし、日中友好の一点で集結する全市民的組織であり、日中両国民の相互理解と友好を深め、両国の繁栄と世界平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 日本中国相互の国情と文化の研究、紹介。
2. 友好使節の交換（公的な訪中については助成することができる。）
3. 日本中国の文化、芸術、学術、技術、体育などの各分野にわたる交流促進。
4. 在中国人、中国帰国者との交流促進。
5. その他必要な事項。

(会員)

第4条 この会の目的は、規約に賛成し、会費を納める者を会員とする。

(機関)

第5条 この会は次の機関をおく。1. 総会 2. 理事会
総会はこの会の最高決議機関で、年1回開催する。但し、理事会が必要と認められた時には臨時会員総会を開くことができる。総会の議長は会長が務める。

(役員)

第6条 この会は次の役員をおく。
名誉会長1名、会長1名、副会長若干名、相談役若干名、事務局長1名、事務局次長1名、会計1名、会計監査2名とし、理事若干名、役員は総会で選出し任期は2年とする。

(顧問、参与)

第7条 この会には顧問、参与をおくことができる。

(財源)

第8条 この会の財源は会費、事業収入、寄付金等の収入をもって充てる。会費は年額2千円とする。（但し、役員5千円、理事及び参与3千円、県会議員参与5千円、顧問は特別会費として、1万円、家族会員は一般会員の半額とする。）

第9条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第10条 この規約に定めのないものは理事会で決める。

付則 この規約は1990年7月10日より実施する。
この規約は2003年7月6日より実施する。
この規約は2005年7月3日より実施する。
この規約は2006年7月2日より実施する。
この規約は2007年7月1日より実施する。

整理番号	1-7-07-06
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政広報紙らしんばん作成費（6月議会号）		
年月日	令和2年7月20日～令和 年 月 日	金額	156,750円

目的	6月議会までの県政に係る議会活動等の広報
使途	広報紙らしんばん作成費（原稿作成費・印刷代）
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。

《領収書貼付枠》

領収証

鈴木 澄美 議員 様 No. _____

★ 156,750-

但 広報紙らしんばん作成費（原稿作成費・印刷代）

令和2年7月20日 上記正に領収いたしました。

 <p>内訳</p> <p>税抜金額</p> <p>消費税額等(%)</p>	<p>〒417-0815 静岡県富士市堀川1-1-1</p> <p>有限会社 アド・イノベーション</p> <p>代表取締役 太田 英之</p> <p>TEL:0545-38-0088 FAX:0545-39-0057</p>
---	---

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	156,750円	100%	156,750円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご 請 求 書

令和2年7月20日

鈴木すみよし県議会議員 様

静岡県富士市増川19-1 〒417-0815

(有) アド・イズム

代表取締役 太田英之



合計金額 **¥156,750** -

但し 令和2年「6月議会報告だより」作成作業一式

内訳

No.	項目	数量	単位	単価	合計金額	消費税
1	「2月議会報告だより」 制作・印刷代 A3サイズ、フルカラー、3ツ折り	2,000	部	71.3	142,500	対象
2						
3						
4						
5						
	小 計				142,500	
	うち消費税対象外項目 小計				0	
	うち消費税対象項目 小計				142,500	
	消費税額(10%)				14,250	
	税 込 み 合 計				156,750	

整理番号	1-7-07-07
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ作成管理費		
年月日	令和2年7月20日～	年月日	金額 11,000円

目的	県政及び議会活動の広報と意見収集
使途	6月分ホームページ作成管理費
政務活動・県政との関連性	県の施策、議会での発言内容、政務活動状況等を掲載し、情報を広く伝えるとともに、意見を聴取し、県政に反映させる。

《領収書貼付枠》

領収証

鈴木澄美議員会議室様 No. _____

★ ￥11,000-

但 ホームページ管理費

令和2年7月20日 上記正に領収いたしました

収入印紙

消費税額等(%)

〒417-0815 静岡県富士市増川町9-1

有限会社 アド・イズム



代表取締役 太田英之

TEL 0545-38-0088 FAX 0545-39-0057

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	11,000円	100%	11,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-7-07-08
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話およびデータ通信費		
年月日	引き落とし日 令和2年8月31日	金額	3,360円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	令和2年7月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 基本料金 743円 (基本料金) パケット定額料金 4,700円 (通信料) カケホーダイ定額料 667円 (通話料) (小計) 6,110円 消費税10% 611円 (消費税10%) 合計 6,721円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用との按分	6,721円	1/2	3,360円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2-07-15
2-07-14 BF
2-07-15 BA
2-07-29 BA
2-07-29 BA
2-07-29 BA
2-07-31 BF
2-07-31 FF
2-08-01 BF
2-08-03 BA
2-08-11 BF
2-08-12 BF

旧帳より



919

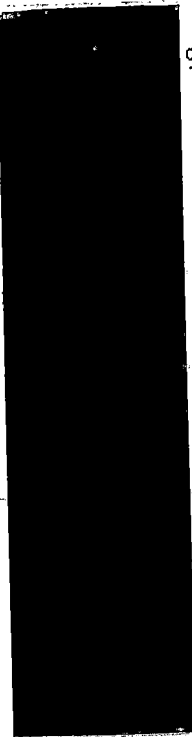
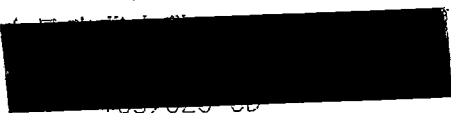
919

919

2-08-15 AF
2-08-31 BF
2-08-31 FF
2-08-31 AA
2-08-31 BA



*7,449 トコモ ケイタイ



1-1-7.8

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

1-7-7-8 (1/1ページ) docomo

お客様氏名 CUSTOMER NAME	鈴木 澄美 様 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。
お客様電話番号 PHONE NUMBER	

ご利用額のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。
The following amount was transferred from your account.

ご利用年月 MONTH OF USE	2020年7月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	7,449円 (677円)
振替日 TRANSFER DAY	2020年8月31日(月)

前々月ご利用額	7,449円(税込)
タイプX i にねん (2020年7月末現在)	継続利用期間は、7月末で9年2か月です。タイプX i にねんご契約期間は1年6か月です。
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。 普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。
* * * *	* * * *

お知らせ

【NTTドコモからのお知らせ】-----
*** ドコモからのお知らせ ***
ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

株式会社NTTドコモ 料金領収証

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ
〒100-6150
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * *
	口座番号 (ACCOUNT) * * * *




本書は電子文書です。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (7/1~7/31)	
◇基本使用料等 (計) 743	743	基本使用料 (タイプXi にねん)	合 算
◇パケット定額料等 (計) 4,700	4,700	Xiパケ・ホーダイ ライト定額料 418KB (0.1GB)	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,329	300	spモード利用料	合 算
	380	ケータイ補償お届けサービス利用料 (380)	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	667	Xiカケ・ホーダイ定額料 7月ご利用分	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合 算
	-20	eピリング割引料 7月請求分	合 算
◇消費税等相当額 (計) 677	677	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計 7,449	7,449	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、7月まで 9年2か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ	
		7月ご利用分に対する獲得ポイントは、60です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、6,772円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		7月末のステージは、3rdステージです。	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号別) が公表されています。







整理番号	1-7-07-09
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年7月1日～令和2年7月31日	金額	69,825円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用														
使途	令和2年7月分給与														
政務活動・ 県政との 関連性															
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>給与明細書 令和2年7月分</p> <table border="1" data-bbox="292 1339 1396 1478"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>給与</th> <th>手当</th> <th>支給総額</th> <th>控除</th> <th>差引支給額</th> <th>受領印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>139,650</td> <td>0</td> <td>139,650</td> <td>0</td> <td>139,650</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>雇用時間数 147.0h × 単価 950円 = 給与総額 139,650円</p> <p>139,650 × 1/2 = 69,825円 (政務活動費充当)</p>		氏名	給与	手当	支給総額	控除	差引支給額	受領印		139,650	0	139,650	0	139,650	
氏名	給与	手当	支給総額	控除	差引支給額	受領印									
	139,650	0	139,650	0	139,650										

按分の理由 後援会との按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	139,650円	1/2	69,825円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-7-7-10

領 収 証

令和2年7月31日

印 紙
円

鈴木 澄美 様

¥ 4 9 , 5 0 0 ※

(現金・小切手)

但 富士市比奈1418番地の2、7月分事務所賃料
水道光熱費・通信費および駐車場の賃料

内
訳

政務活動+後援会 合計99,000円(政務活動費分按分1/2 49,500円)

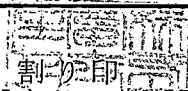
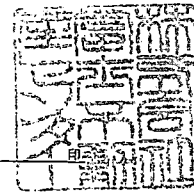
事務所賃料:60,000円 水道光熱事務・通信費:24,000円 駐車場3台分:15,000円

上記金額正に領収致しました。

住 所 富士市比奈1418番地の2

株式会社 富士不動産センター

氏 名 代表取締役 鈴木 茂樹



キトリセン

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
7月2日	代行運輸業団体の要望聴取	自宅-県庁(往復)	96
7月7日	スクールサポート事業について教育委員会と協議	自宅-県庁(往復)	96
7月8日	議会報告資料収集と取りまとめ	自宅-県庁(往復)	96
7月9日	福祉施設・事業所新型コロナウイルス対策説明	自宅-県庁(往復)	96
7月9日	国道1号バイパス宮島早川交差点改良要望	自宅-吉川にける事務所(往復)	20
7月13日	JR東海関係者、JA中央会役員来訪意見交換	自宅-県庁(往復)	96
7月14日	JRリニア中央新幹線幹事・国交省次官会議説明	自宅-県庁(往復)	96
7月15日	9月議会意見書案検討	自宅-県庁(往復)	96
7月16日	JRリニア国土交通省有識者会議傍聴	自宅-県庁(往復)	96
7月17日	JRリニア中央新幹線有識者会議を受けて意見交換	自宅-県庁(往復)	96
7月20日	コロナ対策要望活動	自宅-県庁(往復)	96
7月21日	富士市次年度要望説明	自宅-富士市役所(往復)	12
7月21日	地域要望事前調査	自宅-県庁(往復)	96
7月22日	田子の浦港海上安全祈願祭	自宅-田子の浦港(往復)	14
7月22日	県タクシー協会新型コロナウイルス感染症対策要望	自宅-県庁(往復)	96
7月26日	自然農法普及市民団体意見交換会	自宅-沼津市健康福祉プラザ(往復)	42
7月27日	新型コロナウイルス感染症集団感染対策調査	自宅-県庁(往復)	96
7月28日	新型コロナウイルス感染症製造業影響調査	自宅-大淵工業団地(往復)	28
7月28日	JRリニア中央新幹線県審査手続き説明	自宅-県庁(往復)	96
7月29日	新型コロナウイルス感染症緊急要望書取りまとめ	自宅-県庁(往復)	96
7月30日	林活議連携技術現地視察・会派の感染症知事要望	自宅-県藤枝総合事務所- 県庁-自宅	164
7月31日	JRリニア新幹線県専門家会議傍聴	自宅-県庁(往復)	96
合 計			1816